

マイナ救急が始まりました



令和7年10月1日から全国の救急車でマイナナンバーカードを活用した救急活動を行っています。西部消防局の救急車でマイナナンバーカードを活用することにより正確な情報を得て、傷病者を早く適切な医療機関に搬送する実証事業が始まりました。

マイナ救急実証事業とは

マイナ救急は救急隊が必要と認めた場合、救急隊が持つカードリーダーでマイナ保険証を読み込むことで傷病者の住所・氏名・生年月日のほか受診歴・診療情報・薬剤情報・特定健診情報などを閲覧し、総合的に判断して、傷病者に最も適応する医療機関を選定して搬送する事業です。

マイナ救急を行うことで、傷病者が苦しくて会話がむずかしいときや、家族が十分に傷病者のことがわからないときにも正確に情報が得られます。

マイナ救急の流れ

- ① 傷病者が情報閲覧に同意する
- ② マイナナンバーカードを読み取る
- ③ 救急隊が医療情報を閲覧する
- ④ 救急隊が適切な応急処置や医療機関を選定する

マイナ救急のメリット

傷病者のかかりつけの病院や処方されている薬が正確にわかり、より適切な病院選

定や適切な応急処置ができます。また、搬送先医療機関で治療の事前準備ができます。

マイナ救急を実施できる条件

- ① 傷病者がマイナナンバーカードを所持していること
- ② 健康保険証の利用を登録していること
- ③ 傷病者の同意が得られること

※ 傷病者が重篤な症状などで同意が得られない場合は、状況に応じて情報を閲覧する場合があります。

救急隊はマイナ救急で救急活動に必要な情報のみ閲覧します。

マイナナンバーカード本体には税金や年金の情報、病歴などプライバシー性の高い情報は入っていません。また、救急活動では基本的にマイナナンバーカードの暗証番号や顔認証も必要ありませんので救急隊は救急活動に必要な情報以外は閲覧できません。

マイナ保険証の携帯にご協力をお願いします

マイナ救急を実施するためには、健康保険証の利用登録をしたマイナナンバーカード（マイナ保険証）を携帯していただく必要があります。

もしもの時に備えて、マイナナンバーカードの取得とマイナ保険証の利用登録、マイナ保険証の普段からの携帯にご協力をお願いします。



【問合せ】 役場 総務課 82-1111

西部消防局からのお知らせ

【暖房器具 点検してからご使用を！】

寒くなり、暖房器具を使い始める時期となります。使用する前に点検し、使用方法などをご確認ください。

【暖房器具取り扱いの注意点】

- ※ カーテンや布団、紙類などの燃えやすいものをそばに置かないでください。
- ※ 暖房器具をつけたまま就寝すると、気づかない間に布団などが暖房器具に接触して発火する恐れがあります。
- ※ 暖房器具の上に洗濯物を干すと、洗濯物が落ちて発火する恐れがあります。
- ※ 持ち越した灯油などは使用しないでください。

【火災が発生しやすい季節です】

空気が乾燥し、火災が発生しやすい時期です。火の取り扱いには十分注意してください！

問合せ 鳥取県西部広域行政管理組合消防局 予防課
TEL 0859-35-1954 FAX 0859-35-1961

